

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における  
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ  
(第2回)議事概要

1. 日時: 2023(令和5)年9月26日(火) 16:00~17:19

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査（神奈川大学経営学部教授）、相田仁主査代理（東京大学名誉教授）、  
三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）、  
大谷和子構成員（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、  
春日教測構成員（甲南大学経済学部教授）、  
砂田薰構成員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、  
高橋賢構成員（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）、  
長田三紀構成員（情報通信消費者ネットワーク）

(2) オブザーバ:

全国知事会、全国市長会一般社団法人テレコムサービス協会、  
一般社団法人電気通信事業者協会、  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、東日本電信電話株式会社、  
西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、  
ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、  
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) 事業者等ヒアリング

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社 (WGオブザーバ)
- ② 株式会社NTTドコモ (WGオブザーバ)

(2) 意見交換

## 5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の基盤整備促進課の宇仁でございます。

定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなつた場合には、チャット機能など、必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

なお、本日の資料には、構成員限りの情報も含まれておりますため、システム上では傍聴者用の資料を投影させていただきます。構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめメールでお送りしております資料を御覧ください。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には具体的に触れていただきませんよう、併せてお願いいたします。

以上になります。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと思います。関口主査、どうぞよろしくお願ひいたします。

【関口主査】 関口でございます。実は本日は、13時半からコスト算定に関する研究会もありまして、8人中5名の先生方が重なっておりますので、ダブルヘッダーでお疲れのところ恐縮ですが、またよろしくお願ひいたします。

ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの第2回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。議事次第、それから資料1から資料3まで、そして参考資料1、参考資料2をそれぞれ構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方におきましては、資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。

以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。

本日以降、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の交付金・負担金の算定方法等の具体的な制度設計に向けて、ブロードバンドサービスを提供している主な事業者や関係者からのヒアリングを行い、意見交換をさせていただければと存じますが、本日はその第1回目となります。

まずは、事務局から、状況等について説明をお願いいたします。

**【大堀企画官】** 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。

資料1を使いまして、前回会合における構成員の皆様から頂戴した主な御意見を整理するとともに、実際に事業者などの皆様からのヒアリングに移行する前に、ここまで状況などについて御説明申し上げます。

資料1にありますとおり、前回の構成員の皆様からの御意見をまとめますと、大きく4つに分類されます。

一つ目として、事業者・自治体からのヒアリングが必要だという御意見を賜りました。かつ、二つ目として、その際に、どういった観点も追加的に話を聴取したいのかという論点の提示もございました。まとめて、上から順に主な点を御紹介します。

「特に、未整備地域の現状、公設設備の自治体の負担の在り方などについて耳を傾け、裏側にある本当の困窮や実情を聴取する必要がある。」「人口密度が低いところでブロードバンドの普及を支援するため、その実態に係る事業者や自治体からの意見が非常に役立つ。」

「未整備地域の住民が、今どういう不便を抱えているのかを承知したい。」「電話ユニバと比べて、今回のブロードバンドのユニバーサルサービスでは事業者の数が多いため、ユニバーサルサービスという意味で似てはいても、電話ユニバ制度に修正を加えなければいけない。事業者、自治体の意見を拝聴して進めていく必要がある。」

次に、追加的な論点の提示でございます。

「未利用芯線がどの程度あり、どの程度維持管理コストがかかるのか、また、世帯カバー率が高まるほど未利用芯線が増えるのではないか。未整備地域をなくすに従って、未利用芯線の数も指數関数的に上がっていくのか、未利用芯線に関わる説明を聴取したい。」

「公設民営型等において、ブロードバンドに対する投資がどうしても後手になりやすいというきらいがあるのではないか。」「民設移行する際の手続を円滑化する必要があるのではないか。」

そして、検討に当たっての配慮事項としてですが、「事業者に、ブロードバンドサービスの提供に手を挙げていただけるような制度にしないといけない」というものもございまし

た。

本日のワーキンググループから事業者等ヒアリングを開始していただきますが、前回いただきました御意見、御要望を踏まえまして、既にこのワーキンググループにオブザーバとして御参画いただいている関係団体等の皆様に、事務局から直接ヒアリングに応じていただけるよう、目下、交渉・調整をさせていただいております。早速、本日はオブザーバから、東日本電信電話株式会社様、西日本電信電話株式会社様、そして株式会社NTTドコモ様にヒアリングに応じていただきました。前回会合において追加的に伺いたいとされた論点などについても盛り込んでいただいております。

資料1の三つ目に戻ります。

その他の御意見といたしまして、広報啓発活動の必要性について御意見を賜りました。「ブロードバンドを安定的に維持していくことはとても大切であり、国民の理解がとても大切。早い段階から分かりやすく伝えていく努力が必要。そして、急にブロードバンドのユニバーサルサービスに関する交付金制度が始まります、負担額がこうなりますというふうにならない仕組みを考えることが必要」との御意見や、「ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象が、ワイヤレス全体なのか一部分なのか分かりにくい部分もある。」「今回は、光ブロードバンドに限定した議論をすることの理解は共有しているつもりだが、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を除外することについても広報等が必要ではないか」との御意見を賜りました。

最後に、四つ目の事務局資料の修正についてでございます。

第1回ワーキンググループで事務局が提出した資料のうち、10ページ目の検討事項1の(3)②というところで、「裸で宣伝費についてという文言があるが、これでは言葉が足りず誤解を招くので、修飾語的にブロードバンドのユニバーサルサービスに関する宣伝費についてというふうに加筆すべき」との御意見を頂戴いたしました。早速そのように修正した資料を本日の会議資料の参考資料2として御用意し、配付させていただいております。本日から始まります事業者等ヒアリングでは、この参考資料2、修正された第1回事務局説明資料を傍らに置いていただきまして、その中で提示させていただきました検討事項について御議論を深めていただければと思います。事業者の皆様には、この検討事項の何番についての御意見・御提案なのかが分かるように明示していただいたり、あるいは検討事項の掲載順に御説明していただいたりするなど、工夫していただくこととしております。なお、前回第1回会合の議事概要は、本日の会議資料の参考資料1として配付させていた

だいておりますので、適宜御参照いただければと思います。

以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【関口主査】** どうもありがとうございます。それでは、時間も限られておりますので、早速ヒアリングに入りたいと存じます。

本日は、議事次第にも書かれておりますとおり、2枠3事業者からのヒアリングを実施したいと存じます。

ヒアリングの方法ですが、対象事業者からまとめて御意見・御提案を聴取させていただきまして、その後、一括して質疑、意見交換の時間を取らせていただくということにさせていただきたいと思います。プレゼン時間につきましては、1枠最大20分とさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、このワーキンググループのオブザーバであります東日本電信電話株式会社様及び西日本電信電話株式会社様から、共同で説明をお願いいたします。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。NTT東西を代表しまして、私のほうから資料2に沿って御説明申し上げます。

本日は、プレゼンの機会をいただきまして、ありがとうございます。1ページおめくりください。右下1ページになります。

事務局より御提示いただいているヒアリング事項、以下のとおりとなりますので、順を追って御説明申し上げたいと思います。

なお、本日、前提として、当社は一般支援区域での支援の対象外となる可能性が高いということでございますので、本日のプレゼンテーションにおいては、特段の断りがない限り、特別支援区域を想定しながらお話をさせていただくということで御了解いただければと思います。

1ページおめくりください。2ページでございます。

こちら、当社の全体的な考え方を、はじめにということで述べさせていただいております。上から3つはこれまで申し上げてきたことでございまして、1つには、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする今回の政策に賛同いたしました。それから2つ目として、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に、今後も積極的に取り組む考えということでございます。3つ目に、将来を展望いたしますと、6Gですとか衛星コンステレーションなど、新技术の進展が見込まれることも踏まえ、技術・社会環境

の変化に応じて、今後も引き続き同制度を見直していく必要があるというふうに考えてございます。4つ目でございますが、昨今、通信政策特別委員会のほうも開催されておりまして、ブロードバンドサービスにおけるラストリゾート責務の議論も始まっていると認識してございますが、本日の本ワーキングでの議論は、あくまでもそのラストリゾート義務、責務を負う事業者が存在しないという前提での議論であると、このように認識しておりますので、今後仮に特定の事業者がラストリゾート責務を負うということになる場合には議論の前提が大きく異なることから、改めて制度の見直しを検討することが必要ということです。

1枚おめくりいただきて、右下3ページでございます。

ここから本論でございますけれども、まずは原価・収益の算定の在り方ということで、減価償却費の扱いでございます。本日1時半のコスト算定の研究会でも話題になりましたけれども、支援区域の指定ということと、交付金の算定と、2つのことをやらなければいけないということを、まず、御認識いただきたいなというふうに思っています。支援区域の指定につきましては、全ての町字の原価・収益を町字ごとに算定して、それを比較することで、支援が必要な区域を指定するということが必要になりますので、対象設備も、アクセス区間だけのみならず、アクセスから中継回線全てということになります。そのためには、整備・維持が構造的に困難な地域を特定していく、比較していくことですので、整備が済んでいる、済んでいない、補助金があるなしに関わらず、減価償却費を含めて、役務提供に必要な原価は全て反映するということが正しかろうというふうに認識しておるところでございます。

それから、第2には、交付金の算定に係る話でございまして、こちらのほうは支援が必要な区域というものが特定された後、実態に即した原価・収益に基づいて交付金を算定するということでございますので、対象地域は支援区域のみ、実際に整備された地域ということになりますし、対象設備は、こちらのほうはアクセス回線設備等ということになるかと思います。この場合においては、基本的には国・自治体からの補助事業、あるいは、自治体等により初期整備が実施されることが前提となっておりますので、国・自治体等からの補助金等を活用して行われた場合には、当該補助金により構築された資産に係る減価償却費は、こちらは対象外とすることが適当かというふうに認識しております。また、公設設備を無償で譲り受けるという場合もございますが、その場合、譲り受けた資産に係る減価償却費、こちらも交付金原価の対象外ということでおろしいかと思います。

一方で、以下のような、ということで、事業者自らの投資による設備の更新、これが行われた場合には、これは原価の対象としていただくことが必要かというふうに思っています。具体的には、例えば災害等により損壊した設備の復旧、あるいは道路の拡幅工事等に伴い設備移転を余儀なくされた場合の除却・再投資、それから、当初構築した設備量に対して、カバーすべき世帯数が増加したというような理由により新たな設備構築を要する場合の追加的な投資、こういったものは原価対象とすることが適當ではないかというふうに考えてございます。

それから、右下4ページでございます。

前回の回でも少し話題に上りました未利用芯線等の維持費用というところの扱いでございます。昨日の、通信政策特別委員会のほうでも、稚内市長から追加的にケーブルを張るので非常に時間も要するしコストも要するんだと、このようなお話もあったところでございますが、我々も光ファイバケーブルを敷設するときに、あらかじめ将来の需要、それから故障対応、こういったことを見積もった上で敷設をしております。需要の発生の都度、敷設するよりも、そちらのほうが総合的に見て効率的であるということを経験則から感じているところでございます。そういうふうな構築の仕方をしますので、当然未利用芯線というのは生じ得るものというふうに認識しております、それは、全体の役務の提供に必要なものとして、こちらも支援対象とされるべきだというふうに思っております。具体的な計算方法は下のイメージを見ていただきながら聞いていただければと思うんですけども、未利用芯線コストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分する、と。按分した上で、1芯当たりのコストとして計算することが適當かと思っております。こちらの方法は、現行の接続料の算定等でも用いている方法でございます。

続きまして、右下5ページでございます。

少し、未利用芯線につきまして補足をさせていただければと思います。実際には、左下がイメージで、地図みたいになってございますが、当社のビルを出た後というのはわりかし太いケーブルを使用しているわけですけれども、各御家庭に行く途中には何度か枝分かれしていきます。その枝分かれしていくたびに、必要となる芯線数を満たす最小規格のケーブルを選択するというような工夫をしておりますので、過剰な未利用芯線が生じないといた工夫も事業者においてなされているということを御理解いただければと思います。それから、右下の利用芯線数のサンプル調査、こちらのほうは委員限りとさせていただいておりますが、御覧いただきますと、大規模ビルというのは大体都会のビルになります。

小規模ビルというのはルーラルエリアのビルになりますけれども、芯線の利用率、こちらのほうは、ビルの大小、都会であるかルーラルであるかによらず、ほぼ同程度というふうなことが見てとれるかというふうに思います。

右下6ページでございます。

こちらのほうは、追加的コストを接続料との間でどのように考えるかということの考え方を述べさせていただいているところでございます。仮に支援区域、不採算地域のコストというのは、全国平均の接続料よりも高くなることが想定されますけれども、その追加的なコストを接続料の原価に算入してしまうと、接続料の水準は当然上がってしまいます。その場合、採算地域でサービスを提供している他社のFTTHのダークファイバを用いてFTTHを提供している事業者さんですとか、弊社の利用部門、こういったところがその支援区域、不採算地域の追加的コストを負担してしまうということになりますので、そこは、そのような形ではなく、追加的コストは接続料原価に算入しないということが適當なのではないかというふうに思っております。

このことにより、追加的コストを交付金の対象として支援ということなので、接続料原価に含まないということで二重回収となることも回避可能かと思っております。

右下7ページでございます。

利用部門のコストの算定でございますけれども、効率化率ということをどのように考えるかというところで少し意見を述べさせていただきますと、加入電話サービスとは異なりまして、固定のブロードバンドサービスは、既に厳しい市場競争にさらされながら、各社の経営努力で効率化を図ってサービスを拡大しているというところでございます。そういったことから、競争地域も含めた全国平均のコスト、これを採用することにより、十分に効率的な支援というふうになるのではないかというふうに我々は考えてございます。加入電話のように、効率化率というものを一定数掛けるということになると、実態よりも過度に低減がなされてしまうということで必要な支援が得られないおそれがありますので、効率化率はブロードバンドユニバにおいては適用すべきではないというふうに認識してございます。

それから、宣伝費の扱いでございますけれども、宣伝費というのは、利用者に対して適切な周知、それから利用促進・普及拡大を行うために必要なコストと認識してございます。結果的に、そのことによりブロードバンドが普及拡大し、不採算エリアの赤字額が縮小さければ、必要となる交付金の額も小さくなっていくということも考えますと、これらの利

用部門コストは対象とすべきというふうに思っております。

それから、右下8ページ、これはほかの役務と共にしている設備、あるいは他事業者と共にしている設備の配賦をどのように考えるかということでございます。

まず、前提として、支援対象となる役務は、第二号基礎的電気通信役務となってございますので、それ以外の役務に用いられる芯線は、支援の対象外というふうに理解してございます。その上で、例えばそれ以外の役務を提供するアクセス回線（芯線）が物理的に分離可能な場合、この場合においては芯線単位で費用を分計することが適當なのではないかというふうに思っています。

一方で、同一の芯線において、ブロードバンドと重畠して役務が提供される場合もございます。この場合には、アクセス回線設備が二号基礎的役務であるブロードバンドの役務提供に不可欠なものでございますので、その全額を支援対象とすべきというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページでございます。

今回、収入費用方式ということでございますけれども、収入費用の費用と収益の範囲の設定ということでございます。

収入費用方式においては、前々から述べさせていただいているとおり、収入の範囲と費用の範囲、これが一致していることが必要でございます。その上で、収入・費用のイメージ、左下を見ていただきますと、設備コストというものは、設備区分に応じてそのコストが把握可能ということでございますので、当然、今回の算定に入れるものとしましては、アクセス回線の設備相当のところということになるかと思います。一方で、例えば利用部門のコスト、あるいは収入、こういったものは、なかなか設備区分ごとに把握するのは難しい、恣意性が入ってしまうというところもございます。ですので、こういった利用部門のコストあるいは収入、こういった分けられないものにつきましては、設備コストの比率、これを用いて限定・圧縮することが適當ではないかというふうに認識してございます。下のイメージは参考にしていただければと思います。

それから、1枚おめくりいただきまして、10ページでございます。

特別支援区域の指定の基準ということでございます。

特別支援区域は、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難と見込まれる場合ということでございますので、①未整備地域における新規整備、あるいは②公設地域における民設移行が行われる地域、こちらにつきましては、大幅な赤字地域に該当

しなくとも特別支援区域とすることが必要だというふうに認識してございます。一方で、特別支援区域の指定は、毎年度、新たに指定されるものというふうに思われますことから、こういった①②の区域、こういったものが翌年度に特別支援区域ではなくなるということがあつては継続的な運営ができないということでございますので、整備の翌年以降、あるいは民設移行の翌年以降も、特別支援区域として継続的に指定されるということが必要になるというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページ、負担事業者の事業規模等の基準、ほか、事務局からお示しいただいている項目につきまして、①②④につきましては、いずれも第一号基礎的電気通信役務と同様の考え方でよいのではないかというふうに思ってございます。

最後、12ページでございます。

その他交付金負担金の算定等に当たり留意が必要と考えられることということでございまして、少し算定とは異なるところもございますけれども、申し上げておきます。

本制度の検討過程により、初期整備費用については、国庫負担と自治体負担で100%賄うことが前提になってございます。自治体の方々からお話を聞くと、なかなか既存の国による補助金を除いた初期整備費、これを負担し切れないという声も多く聞くところでございまして、光基盤整備が結果的に進捗しないという事例も発生しているというふうに見受けられます。この点、国により新たな補助制度の創設、あるいは既存の補助制度の拡充、あるいは本交付金による支援の対象とすることによって、ブロードバンド基盤の新規整備、公設設備の民設移行がさらに進んでいくものと期待できるのではないかというふうに思つてございます。また、公設設備の民設移行に当たりましては、移行手続に要する稼働、それから時間、こういったものも大きな課題となってございます。例えば自治体から民間事業者へ設備を譲受け・譲渡しする際に、道路占用許可等を国や県、市、あるいは電力会社、こういったところに個別に申請するということが必要になってきて非常に大きな課題となつてございますが、こういったものを一括変更可能とするような制度的な支援、対応も併せて検討いただければと思います。

その他、課題と感じておりますことを下に書かせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

**【関口主査】** どうもありがとうございました。

続きまして、このワーキンググループのオブザーバである株式会社NTTドコモ様から

御説明をお願いしたいと存じます。お願いいいたします。

**【株式会社NTTドコモ】** 株式会社NTTドコモの大橋でございます。

それでは、資料3に基づきまして、当社の説明をさせていただきます。

資料を投影しますので、少しお待ちいただければと思います。

まずは1ページでございます。

当社は、負担事業者という立場から意見を発表させていただきます。

負担金の算定におきましては、先日整備された規定に則りますと、通信モジュール向けに提供する電気通信役務が除かれるということとなっております。当社が自ら提供する電気通信役務につきましては、通信モジュール向けとそうでないものを区別して把握することができますので、負担金の対象から除外することは容易ではございますが、卸で提供している分につきましては、用途を把握しておりませんので、この区別の仕方について、今後検討が必要になるかと思っております。右下にございますのは、制度整備におきまして、当社がパブリックコメントで出したものに対して、総務省にて考え方が示されたものでございまして、その方法について検討を深めることが適当とされたところでございます。

具体的にMVNOに提供している部分につきましては、当社が回線用途を把握していないというところを図で示したものが、左下の図でございます。MNO、すなわち我々から卸でMVNOに電気通信役務を提供しております。それをMVNOがエンドユーザーに直接提供する中には、スマートフォン向けのもの、もしくは通信モジュール向けのものが混在しているということになります。また、それを再卸、再々卸という形で、それもスマートフォン向け、通信モジュール向け、その他用途、様々あると思っておりまして、ここブルーで囲った部分につきましては、総務省で示されているMVNOガイドラインに則りますと、一般的にこの用途を聽取する理由がないと考えられると整理されておりまして、この内訳については、我々のほうでは把握をしていないというところが現状でございます。これに対して、どのような形でこの通信モジュールを把握して、その負担金を正しく計算するかというところでございます。いずれかの主体で、MVNOが提供する通信モジュールの回線数を把握しなければならないということになりまして、この図で申しますと①②、総務省もしくは支援機関ということで、第三者的な立場の方が一括で報告を受けて把握するということが考えられます。また、この場合の問題点といたしましては、結局負担事業者であるMNOが利用者並びに卸先に転嫁する際に、その内訳が分かりませんと正しい金額が転嫁できないということで、結局ここで行き詰まってしまうという課題があると考え

ております。

3つ目の案としましては、MNO自身がMVNOから件数の報告を受けて把握するというものでございます。この際の課題といたしましては、先ほど御説明しましたとおり、MVNOガイドラインにおいて一般的に聴取に理由がないと整理されていますので、この点の整理が必要になってくると思っております。また、MVNOにおかれましても、複数のMNOから卸を受けている場合には、それぞれのMNOごとの通信モジュール回線数の把握、並びに再卸先においてもそれぞれ通信モジュールが幾つ含まれているかを細分化して把握していくということが求められると考えているところでございます。

これらの課題に対してどのように対応するかというところの案でございます。

まず、MNO自身がMVNOの通信モジュール回線を聴取するというところにつきましては、現行ガイドラインにおいて聴取の理由がないと整理されておりますので、こちらをガイドライン等において整理いただくことが必要であると考えております。その際、電気通信事業法30条におきましては、特に当社において接続関連情報の厳格な取扱いが定められておりますところ、これに際しましては、過度な負担にならないような整理をぜひお願いしたいと考えているところでございます。

もう1点としましては、MVNOにおいて、MNOごとの通信モジュールの回線数並びに再卸先の通信モジュールの回線数を把握する必要がありますので、これらへの対処の仕方、並びにMVNOの立場から見て何か課題がないかという点は、ぜひ研究会のほうからヒアリングをいただければと考えているところでございます。

最後になりますが、負担金交付金の算定という本ワーキングの直接の趣旨からは少し外れるかもしれませんけれども、恐らく最大規模の負担事業者となります当社からはこの点をお願いしたいと思っておりまして、利用者等への周知啓発の面でございます。

制度の運用開始に当たりましては、当社は制度の趣旨・目的や負担額等につきまして、利用者に対して丁寧な周知説明に努めて参ります。苦情が生じないように最大限配慮して取り組みたいと考えております。

一方で、この制度につきましては、既に開始されております電話のユニバ制度、並びに電話リレーサービス制度に加えて、通信の関連では3つ目の国民全体で負担する仕組みの導入となります。新たな国民負担が増えるというこの制度の運用に際しましては、事業者だけでなく、国や地方自治体などの国民利用者に対する丁寧な周知・説明も併せて重要であると考えておりますので、この点についてぜひ御配慮をいただきたいと考えております。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

**【関口主査】** どうもありがとうございました。

ヒアリングについては、以上をもちまして終了いたします。

続きまして、これから質疑、意見交換に移りたいと存じます。論点が多岐にわたっておりますが、どこからでも結構ですので、構成員の先生方から御自由に御発言をいただければと思います。御意見等いただける方については、チャットもしくは直接の御発言でよろしいかと思いますので、お知らせください。相田先生、よろしくお願ひいたします。

**【相田主査代理】** 相田でございます。NTT東西さんのほうに、大きく2点質問させていただきたいんですけども、1点目は、この6ページのところの議論がちょっとよく分からなかつたんですが、ここで言っている接続料というのは何のことなんでしたっけというところで、4ページ目に利用芯線、FTTH他社とかそういうようなことが書かれて、これはもう割り勘で外だよというような議論がある。それから、8ページのほうで、また二号基礎的電気通信役務に限るべきだというようなところがあるところで、ちょっとこの4ページ、6ページ、8ページの辺りの関係について、もう一度、よく分からなかつたので御説明いただければと思います。

それから2点目が、10ページ目のところでもって未整備地域における新規整備は全て特別支援区域とするというようなことがあったんですけども、あまり例は多くないのかかもしれませんけども、大規模干拓地ですか、あるいは大規模災害の後のかさ上げ復旧地とか、実際にそこが動き出せば、それほど支援地域にならないようなケースというのも中にはあるのではないかというような印象を持ったんですけども、この未整備地域は全て特別支援区域とするべきだというところについて、今私が申し上げたようなことに関するコメントをいただければというふうに思います。

以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。NTT東日本、井上様、いかがでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。相田先生、御質問ありがとうございます。

まず1つ目の質問で、6ページですか、こちらのほうの意味というところでございますけれども、この接続料というのは、いわゆるダークファイバの接続料でございますが、ダークファイバの接続料は全国平均になってございまして、基本的には全国の全てのコストを集計して、それを利用芯線数で割って接続料をつくっていますというところでございま

すけれども、この不採算地域、こういうユニバ基金があるから提供できるところ、ここ  
の追加的コストですね、ここをその集計に加えてしまうと、接続料が広く薄くになるかも  
しませんけれども、原価に入れてしまうとダークファイバの接続料が上昇してしまう、  
と。その上昇した分というのは、この不採算地域ではサービス提供していない採算地域の  
事業者でも負担せざるを得ないということになりますので、これは全国平均の接続料を算  
定する原価には入れないということがよろしいのではないかと、そのようなことを申し上  
げました。

**【相田主査代理】** これはもう現状で数に入っているんですよね、原価に。

**【東日本電信電話株式会社】** 現状は、この不採算地域というものでは提供してございま  
せんので、この追加的コストというのは、今は生じていないんですけども、今回の制度  
設計に基づいて不採算地域でも提供するようになりますと、この追加的コストは、今のル  
ールでは接続料原価に算入することになってしまふんですが、ここは除外したほうがよろ  
しいのではないかと、こういう御提案でございます。

**【相田主査代理】** 分かりました。現状で、いわゆるフレックスファイバー等を含めて、  
実績は現状ではない、だから原価に入っていないと、そういうことですか。

**【東日本電信電話株式会社】** さようでございます。

**【相田主査代理】** 分かりました。

**【東日本電信電話株式会社】** それから2つ目の、大規模干拓地とか、そういったところ  
という話でございますけれども、我々も、こういうところが、毎年毎年指定をし直すとい  
うことで、黒字になれば当然外れてくるものと思っていますけども、赤字であれば、こう  
いうところは継続して行われる場合には支援が必要かなというふうに思ってございます。

**【相田主査代理】** とりあえずそちらのお考えは分かりました。ありがとうございました。

**【関口主査】** ありがとうございます。次に、高橋先生、お願いします。

**【高橋構成員】** 高橋です。私はドコモさんの資料のところで、むしろ事務局のほうにお  
伺いしたい点があります。

4ページのところで、MNOがMVNOの回線数を把握するという話のところなんですが、ドコモさんは課題の①の対応策、ガイドラインにこういう条項を追加してほしいとい  
う話がありますけど、手続的にこれが可能なのかということと、これをやるとなると、手  
続にどのぐらい時間がかかる、プロセスにどれぐらい時間がかかるのかということなんで  
す。あんまり時間かかるようだと間に合わないかなというような感触を受けますので、こ

れが可能かどうかと、可能である場合はどういうプロセスでどれぐらい時間がかかるものかというのを、ちょっと事務局、質問ということでお願いします。

**【関口主査】** 事務局、お願いします。

**【大堀企画官】** 総務省大堀でございます。御質問ありがとうございます。

MVNOガイドラインの改正に関しましては、対応は可能ということになりますけれども、それに至るまでにはやはり手続、パブリックコメントですとか、そもそもドコモ様から御指摘いただいたとおり、MVNOについて、直接我々事務局のほうからもヒアリングをさせていただきたいとも思っております。それがどのくらいのスパンで完結するものなのかというのは、今は申し上げられないわけですけれども、今回のブロードバンドユニバ制度については、総務省令を引き続き策定し施行していく改正過程、手續がございます。その手續の一環としてやっていくという流れになるのではないかと思っております。

**【高橋構成員】** 分かりました。ありがとうございます。

**【関口主査】** よろしいですか。ありがとうございます。大谷先生、お願いいいたします。

**【大谷構成員】** ありがとうございます。大谷です。

東西様に御質問させていただければと思います。幾つかあるんですけれども、まず、3ページのところの減価償却費のところです。御社の場合には圧縮記帳をされているので補助事業で構築された資産の分は補助金額分を計算から除外されているということで減価償却費が生じないということなんですが、他社の状況がよく分からないんですけども、他社が必ずしもそうされていない場合にはその部分を除くということをおっしゃっているのかなと思ったのですけれども、実際に会計上、通常、こういった補助事業で整備されたものの減価償却費の位置付けがどのようにになっているか、一般論を教えていただければと思います。

それから、3ページで御提案いただいている中で、災害により損壊した設備の復旧のために、除却費を原価対象にするということなんですけれども、除却費を常に原価の対象にするということではなく、あくまでも災害など予測を超えて生じた設備の損壊というようなケース、あるいは道路拡張工事というのも、これも事業者の側からは予測できず、後発的に発生した事情に対する除却費ということで、そういうものを原価の対象にしようという趣旨で受け止めていいのかどうかということを、このページについて教えてください。

それから10ページのところで、相田先生との質問とも重複しますが、特別支援区域の指定方法について、おっしゃっていることはうなづけるなと思いますが、区域の指定の方

式、つまり、大幅な赤字地域に該当しなくても小幅な赤字地域だったとしても、どこかで赤字になるということが予測される場合には、それなりに移行が認められるようにするためにも、継続的に特別支援区域として指定される必要があるということで、これは何か指定方法を工夫するのがいいのか、それとも、単に運用ルールが明確になつていればいいということなのか、具体的なところを教えていただければと思います。

あともう一つ聞きたいことがあります、とりあえずここで一旦区切らせていただきます。

以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。またもう一つのやつは、思い出したらというか、一段落したらまたお願いします。

今、3ページと10ページ、3ページは2点ありましたけど、こここの御回答は事務局でいいんでしょうか。

**【大谷構成員】** そうですね。一般論でお願いした点は事務局にいただければと思います。

**【関口主査】** では、10ページのほうはNTTさんにお願いします。まずは、3ページの一般論について、事務局から御説明賜れればと思います。

**【大堀企画官】** 申し訳ございません、事務局のほうでもこの減価償却の取扱いについての情報をこのヒアリングを通じて聞いているところでございまして、一般論としてもまだ承知しておりません。もしNTT様のほうでお答えが可能な部分がありますれば、お願いたします。

**【関口主査】** 井上さん、いかがですか。

**【東日本電信電話株式会社】**

NTT東日本の井上でございます。大谷先生、御質問ありがとうございます。

まず最初に、弊社は圧縮記帳というやり方をしてございますが、一般的にどうなのか、他社の会計がどうなのかというところは、ちょっと我々では承知していないところでございますので、今後のヒアリング等で明らかにしていただければというふうに存じます。

それから、2つ目の御質問で、災害等により損壊した物の除却費の扱いというところでございますけれども、ちょっと我々も書き方が悪かったんですけども、恐らく補助金あるいは公設設備の譲受けということで、そもそも減価償却費が最初立たないような形になつてございますので、その場合には除却費というのは立ちません。仮に立つとすれば、あつてはならないんですけども、再投資をして2回目にまた損壊したみたいなときには除却が

生じるかと思いますけれども、ケースとしては、そんなに多くないのではないかというふうに思ってございます。

3番目のところでございますけれども、相田先生にも御質問いただきてうまくお答えできていくなくて申し訳ないんですけれども、こういった例外的に指定されるところ、こういったところですけれども、当然基金で補填されるのは赤字のところの部分でございますので、当然黒字化されれば、そこは当然基金は入らないわけですけれども、やはりこの2つのポチに書いたように、毎年指定が新たになされるときに外れるということになると、継続的に事業が行えなくなりますので、こういったものは、きちんとあらかじめ運用ルールを明確にしていただきたいと、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。3ページのところの圧縮記帳については、法人税法上の課税の繰延べのための仕組みを、会計上、確定計算において会計処理するという制度でありまして、取得枠から補助金等についての金額を差し引くことによって要償却額が小さくなるんです。その結果として、それ以降に行われる減価償却費が、補助金相当分だけ小さくなる。その分だけ、後年度において法人税額がほんのちょっとずつ増えていって、最終的には同額になる。資金繰り上、初めに楽ができるようにということで、最終的には総額は一緒になるんだけれども、税法上認められている制度ですので、NTT東西さん以外の事業者についても補助金が得られる場合には、圧縮記帳を採用しているケースが圧倒的に多いと思っています。この点、高橋先生、少し補足いただけますでしょうか。言い間違いがあるといけない。

**【高橋構成員】** 大丈夫だと思います。

**【関口主査】** とりあえずお墨付きを頂戴できました。

先ほどの大谷先生2番目の10ページの件については、相田先生の御質問と合わせ技で理解が進んだように思われるんですが、この未整備地域だとかあるいは大規模の干拓地だとか大規模災害のときのかさ上げ等を相田先生も例示をしてくださったんですけれども、こういったところが、少し時間がたって復旧が実現し、赤字が解消すれば見直され、補助対象から外れることになると思うんですが、ただ、井上さんの説明でいうと、2番目のポチのところで、継続性も必要だからいきなり次の年から駄目よとしないでくれということでしたので、ある程度そういった状況を見ながらという判断も必要かなとは感じました。井上さん、そのような理解でよろしいでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** そのようなルールでも構いませんし、あるいは、特別支援区域として継続的に指定しておいて、黒字の場合には交付金は交付されませんので、そういった形でもよろしいかなと思います。そこは、やり方は幾つかあるかなというふうに認識してございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。大谷先生、まだ追加で質問、もしございましたらどうぞ。

**【大谷構成員】** ありがとうございます。今のやり取りで大体理解が進んだと思います。特に会計全面で補足説明いただきまして、ありがとうございました。恐らくほかの事業者さんでの運用についても、それぞれに確認させていただいて、その減価償却費の扱いや除外費の扱いなどについては、減価償却費という書き方が妥当なのか、何かほかの書き方、それぞれ会計や税務の都合で科目の処理の仕方が異なった場合に、それが除外されたり、交付金の対象になったり、つまり原価として算定されたりということが恣意的にコントロールできるようになってはいけないので、何か適切な言葉を探していく必要があるのかなと思いながら聞かせていただきました。

以上でございます。

**【関口主査】** どうもありがとうございます。三友先生、お願ひいたします。

**【三友構成員】** 三友です。前回欠席をさせていただきましたので、ちょっと完全に把握していないところもありまして、見当違いとなるかもしれません、1点、NTT東西さんに確認をさせていただきたいことがございます。

それは4ページの未利用芯線の扱いについてです。4ページの記述の1番目の丸ポツのところで、青字で、未利用芯線は必然的に生じるものであり、役務提供に必要なものとして支援対象とされるべきという記述がございます。その例として、その下に100芯のケースが示されておりまして、このケースだと70芯が利用されていて、30芯が未利用となっております。この未利用の30の分を利用中の70で負担をするという、こういうお考えだと理解しました。

この考え方は一定の合理性があるとは思うんですが、ただ実際にどの程度に未利用の芯線が生じるかというのは、まだ未確定なところがあるかというふうに思います。次の5ページには、1つケースとして、収容ビルの規模による差は見られていないというような記述があるところでございますが、1つ確認は、まず、この収容ビルの規模云々というところの記述は、これはまさにこのビルにおいてのケースであって、要するに垂直方向に、人

口といいますか、世帯が稠密に存在するようなところでのケースというふうに理解してよろしいでしょうか。もしそうだとすると、今これから問題とするようなブロードバンドユニバのケースは、垂直方向ではなくて水平方向にネットワークが張られていくわけでありまして、しかも人口がまったく稠密でない地域をカバーするわけでありまして、そのような状況においても、利用芯線の差というものはあまり見られないというふうに考えていいのかどうか、そのところを確認させていただきたいと思います。

もし、例えば上の4ページの図で、利用芯線が55プラス5、5、5で70あり、未利用芯線30となっていますけれども、逆転して、未利用芯線のほうが多いというようなケースも起こり得るかもしれないわけです。そういったときに、無制限に未利用芯線の分を利用芯線が負担すべきなのかどうかというところ、そこら辺のお考えもちょっと併せてお聞きできればと思います。

私からの質問は以上でございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。井上さん、いかがですか。

**【東日本電信電話株式会社】** 三友先生、御質問ありがとうございます。ちょっと縦と横というのが概念的だったので、私の捉え方が間違っていたら申し訳ないんですけど、縦というのはそのビル単位でというところでというのは、このイメージで言うところの、だんだん細分かれていったところというふうに認識でよろしいですか。

**【三友構成員】** はい。

**【東日本電信電話株式会社】** 確かに出元のところはある程度エリア全体の需要予測みたいなことをやっていきやすいと。枝分かれすればするほど、どこで需要が発生するかというのがなかなか我々のほうでも計算しにくいところがございます。特に、エリアを拡大したばかりのときは、かなり需要というのは点のようになっていくものでございますので、特に初期において、その1点をとらまえれば、未利用が多いということは起こり得ると思います。

一方で、中長期的に見ると、そこに需要が発生したり、故障の芯線が現れたりしますものですから、中長期的に見れば、そこも未利用芯線もある程度一定数になっていくんだというふうに考えてございますし、プレゼンでも御説明したとおり、横方向に行けば行くほど、細かい細いケーブルを使うようにいたしまして、なるべく未利用芯線が出ないような工夫というのは、事業者のほうでもしっかりとやらせていただいていると、このように御理解いただければと思います。

**【三友構成員】** ありがとうございます。ほとんど期待していたとおりのお答えなんですが、中長期的に需要が増えていくというのは、1つのシナリオとしてはあるかと思いますが、他方で、やはり人口が減少して過疎が進むということもあるわけとして、あるところで膨らんだ需要がまたしほんでいくというようなこともあり得るのではないかと思うんです。制度としては、1回つくると、相当長い期間カバーすることになると思いますので、需要が右肩上がりに増えていくというシナリオが果たして取れるのかどうか、特にこういうエリアにおいて、そこは、逆にお考えとしては、どのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本、井上でございます。先生のおっしゃるとおりで、限界集落みたいなことも言われる中で、将来的に需要が右肩上がりに伸びていくのかということを考えますと、日本全国津々浦々でそのような状況にはないということも十分承知しています。

一方で、今回のブロードバンドユニバの制度は、もともと、最初に国の支援あるいは自治体の負担によって整備が進んでいくというところを踏まえると、我々事業者の一方的な思いで不必要的芯線が整備されるわけではなくて、そこはきちんと補助金の使い道ということをチェックを受けた上で、自治体さんのほうで判断されて整備されていくという意味もございまして、そこも含めて御理解いただければなというふうに思ってございます。

**【三友構成員】** ありがとうございました。なかなか難しい問題を含んでいると思うんですけども、おっしゃるように、その分の未利用分の芯線も制度で負担しないとネットワーク自体の維持が立ち行かないという問題も起りますし、さりとてその負担が増えたときに、本当に皆さん納得するのかというようなところもちょっと気になるところでありまして、質問をさせていただきました。どうもありがとうございました。

**【関口主査】** どうもありがとうございます。なかなか難しい問題で、特に特別支援区域の場合というのは、公設のものが維持限界に来ているというところを、民間事業者にその後担っていただくというようなこともありますので、先ほど限界集落という言葉も井上さんから飛び出しましたが、もともと8分岐全部埋まるようなケースが想定し得ないようなところに、この光を維持管理しなければいけないという難しさがあるので、必然的に、ほかの競争エリアと比べると、芯線利用率というのは落ちてくる現状というのは容易に想定できるとは思いますが、そことの全体のバランスの中で、非効率な芯線ができるだけ生じないような努力をしなければいけないという難しさはあると思います。

続きまして、春日先生、お願ひできますでしょうか。

**【春日構成員】** ありがとうございます。ちょっと本筋からはそれるかもしれませんけれども、例えばNTT東西さんの11ページの資料なんですけれども、前回の総務省さんから御提示いただいた資料でいうと、検討事項5に当たるところです。10億円とか3%といったところの収益の算定の仕方、それから延滞金の発生のカウントの仕方ということについてですが、第一号業務と比べて特段の差はないということでした。今回の制度でも、特段改めて考慮してほしい事項がない限り一緒にしておくのが分かりやすいだろうと思うので、そこについては、今のところ検討はしなくていいのかなと思い、この点はほっと致しました。

それから次のところで、やはり今回のこの制度は国とか自治体さんと協力してブロードバンドの施設を維持していくこうという考え方になっておりますので、国とか自治体さんからの協力が非常に大事なのだと改めて感じました。

これは、事務局のお話というよりは各個別の自治体さんへのお願ひだと思いますけれども、例えばNTT東西さんからのお話で、道路の占用許可等についての個別申請ではなくて一括変更等を可能とする制度は事業者さんの立場からすると非常に手間暇がかかるもので強い要望をお持ちのようですし、ドコモさんの話でも、周知活動について自治体さんの協力をお願ひしたいとのお話をいただいている。今回のワーキンググループは総務省さんが事務局ですので通信の制度についてはスムーズに進むと思いますが、このような自治体さんとの関係を伴うものについては思うようにいかない面が多いと私自身感じています。今回の制度趣旨は、ブロードバンドを自治体さんと一緒に協力して整備していくこうというところにあると思いますので、特に便宜を図っていただくことも必要だと思います。今お答えいただくということはなくてもいいんですけども、ヒアリング等の機会で、こういうところで協力可能な部分と、ちょっと難しそうな部分があります、とのご見解を教えていただけだとありがたいと思いました。

以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。とりあえずは御賛同の意見が多かったんですが、最後のところは御要望ということで事務局のほうに。

**【春日構成員】** そうですね。事務局さんと、それから自治体の方がもしプレゼンとかされるのであればということです。

**【関口主査】** 今後の話ということですね。

**【春日構成員】** 今後の話でいいです。

**【関口主査】** 事務局さん、よろしいですか。

**【大堀企画官】** 冒頭、私のほうから資料1を使いまして御説明しました追加的な論点2の③のところでも同じ御趣旨の御意見をいただいております。これらについて、ヒアリングの論点として、次回以降伺えるところには伺っていきたいと思っております。

**【関口主査】** ありがとうございます。今、春日先生から指摘があった12ページの3番目、NTTさん資料、12ページの3番目のところの、今映っていますね、個別申請ではなくて、道路占用許可等については一括変更を可能とする、ここは制度的な対応ということですので、行政サイドの扱いに委ねるということになると思うんですけども、公物を民間移譲するということについて、恐らく電柱1本から全部申請しないといけないみたいな手間が必要になってくるんだろうと予測されていて、その移行手続は相当な労力がかかると思いますので、事業者サイドからすると、非常にエネルギーを要するので、一括申請で変更可能であれば随分負担が楽になるなどよく分かりますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

砂田先生、お願ひいたします。

**【砂田構成員】** ありがとうございます。実は、今関口先生がおっしゃったことを私も言おうと思っていたんですが、ちょっと本題から外れますが、こういう行政手続の負荷が大変重たいというところは、ぜひぜひ軽減していただくといいのかなというふうに感じております。

それから、未利用芯線に関して前回質問させていただいたて、今回NTTの井上さんと三友先生が御質問、御発言くださったことで随分理解が深まりました。ありがとうございました。ちょっと誤解していた部分もあったなと思いましたけれども、ある程度の規模、都会、地方に限らず、中長期的に見て割合がそう変わらないということであるならば、最初の区域指定のコストとして含めるというのは考えられるかなとは思いましたが、一方で、これからどんどんどんどん限界集落的になっていくという状況を考えると、そこはどういうふうにしたらいいのかというのを、もう少し私も考えたいと思います。

井上さんの中で、特別支援区域を毎年見直すのではなくて、特に未整備の地区の新設とか、公設設備の民設移行のところでそういう御提案があったと思うんですが、これは確かに費用負担の重さを考えると、その主張はよく理解はできるものはあります、例えば最初の何年とか、割合簡略な方法でここが手当てできればいいのかなというふうにも思いま

した。

また、ドコモの大橋さんが、負担事業者のお立場からいろいろ課題となりそうなことをお話しいただきまして、これはMVNOが1次、2次、3次とずっとあるという取引関係も複雑になってくると、正確に数字を把握するというだけでも相当負荷がかかるなという感じはいたしました。ここでもできるだけ負荷のかからない負担の算定というができるといいのではないかなというふうに感じました。

私からは以上です。ありがとうございました。

**【関口主査】** ありがとうございます。他の先生方、いかがでしょうか。相田先生、お願ひします。

**【相田主査代理】** 今の未利用芯線のことについてちょっとコメントさせていただきたいと思いますけれども、今回、原則はモデルコストということなので、そのコストを算定するときには、NTTさんがどこかに書いておられましたように、その需要をカバーすることができる直近上位の光ファイバーケーブルの費用ということなんだと思いますけれども、特例的に実際費用を用いるというケースもあるということですから、そのような場合に、あまりにも過大な設備が、未利用芯線があるようだったらそれはどうするかという話なのかなというふうにちょっとと思いましたので、コメントさせていただきます。

以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。未利用芯線の扱いについては、他の委員会でも、他事業者さんから、これは無駄なんじゃないかとかいろいろ御指摘を受けて検討を重ねたこともあって、今のところそういうことについては適切な範囲に含まれるということの検証も行っていますけれども、このブロードバンドユニバの算定上も、そのようなウォッチは少なくとも必要かなと私も感じております。ほか、いかがでしょう。

ちょっと私たちもよろしいでしょうか。3か所あるんですけど、まず、NTTさんの7ページと8ページと12ページです。

まず、7ページのところの宣伝費の扱いなんですけれども、御指摘はよく分かることで、赤字幅が縮小されると交付金額も下がるからいいだろうということも1つの考え方ではあると思うんですが、ただ、広告宣伝費のうちの競争対応費用は抜くべきではないかなというのが私の印象です。ここは、私の感想ということで、お答えなしでも構いません。

次の8ページのところなんですけれども、3番目のところで、同一芯線において、ブロードバンドと重畳して提供される放送、光IP電話、ここは全額支援対象とすべきだとい

うご指摘で、光テレビのように、これが該当するケースは支援対象に入れろということなんですけれども、ケーブルテレビ事業者さんの場合には、芯を分けていらっしゃるはずなんです。そのように事業者によって差があって、片方だけ入れる、片方は抜くという判断はちょっとまずいかなという気がしますので、ここは少し議論の余地がまだ残されていると感じました。

それから最後のページ、12枚目のところですけれども、2番目のところで、1番目のところでの国による補助金を除いた初期整備費を自治体さんは裏負担とおっしゃっているようですけれども、この負担が重いということは、通信政策特別委員会のほうでも、プレゼンいただいた複数の地方公共団体さんからお申出があったところでありますが、こういったものについて、2番目のところで、本交付金によって支援の対象とするということについては、やや私は懐疑的です。交付金等の代替支援は……、本交付金か、ごめんなさい、読み違えました。本基金だと思っていた。今の制度あるいは新たな交付金の支援対象を広げろということですね。私は、本交付金を本基金と読み違えましたので、ここは取り下げます。

先ほど申し上げた、その前のところの8ページのところ、ここはCATV事業者さんと、それから、同じように放送を流しながらも同一芯線で対応しているところとも差がないような配慮をぜひ今後の検討の中で取り上げていただきたいというのが私の要望でございます。

私からは以上なんですけども、他の先生方、いかがでしょう。長田先生、入ってらっしゃいますか。

**【長田構成員】** 入っています。ありがとうございます。

**【関口主査】** よろしくお願いします。

**【長田構成員】** なかなか難しくて、発言できませんでした。関口先生が最初におっしゃった宣伝費のところは、私も、このまま言葉どおりに、そうですねというふうにはなかなかお返事できないなと思ったところで、ブロードバンドが新たに引かれて、いろいろこういうふうに使ってくださいということをお伝えする費用のところに、別の意味での広告が載るということはやはり控えていただくべきだと思うし、いろいろ、それぞれ事業者さんのお考えあることは分かりましたけれども、やっぱり最終的に負担をしていく場合の、どのくらいの負担になるのかということも含めていろいろ考えるべきかなというふうに思いました。

以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。一通り先生方からの発言は頂戴しているんですけども、追加で、改めて何か御意見でも御感想でもいただけるようでしたらぜひお願ひしたいと思いますが、挙手いただきても、直接発言でも結構です。特段の希望はないと考えてよろしゅうございましょうか。若干まだ時間的にゆとりがありますが、よろしいですか。特にもうよさそうですので、これをもって、意見交換については終了したいと思います。

本日の議事は以上となります、その他全体を通じて、構成員の先生方から追加の御発言等はございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、最後に次回会合につきまして、事務局からの説明をお願いします。

**【宇仁補佐】** 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合は10月13日を予定しております、第2回目の事業者等からのヒアリングを実施していただきたいと思っております。詳細につきましては、後日事務局から御連絡差し上げます。よろしくお願いします。

以上になります。

**【関口主査】** それでは、これをもちましてブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ第2回会合を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(以上)